

松浦市浄化槽設置整備事業補助金交付における浄化槽設置工事の概要

1 目的

この基準書は、合併処理浄化槽設置事業に係る浄化槽の適切な工事を確保するため、浄化槽法第4条第3項の規定に基づき、浄化槽工事の技術上の基準及び厚生省通知等により行政機関が施工状況を審査する際の留意すべき事項を定め、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

2 一般事項

- (1) 浄化槽法第29条に基づき浄化槽工事業者は工事を行う際、浄化槽設備士に実地監督させ、又はその資格を有する工事業者が自ら実地監督しなければならない。
- (2) 浄化槽設置工事に関し、次の事項について施主に十分説明し、施主の承認と協力を得て、設計・施工しなければならない。
 - ① 浄化槽の規模・配置・設置費について
 - ② 設置完了までの予定工期について
 - ③ 浄化槽清掃等の維持管理及び法定検査の受検について
 - ④ 周囲への配慮について
 - ⑤ その他

3 土工

- (1) 掘削
 - ① 掘削面積は、設置槽の外形より概ね30cm以上大きく掘削する。
 - ② 掘削は、周辺状況・土質・地下水等の状況などに適した工法とし、関係法令等に従い、土砂が崩壊しないよう適切な法をつけるか又は山留を行う。
 - ③ 土砂の運搬によるこぼれ、飛散又は排水による泥土の流出防止に努め、必要に応じて散水、清掃を行う。
- (2) 埋戻
 - ① 埋戻材は、砕石チップ又は砂を使用し、十分な締固めを行う。
 - ② 埋戻にあたり、埋戻箇所の残材、廃物、木くづ等を撤去し、一層の仕上厚は30cm以下を基本とする。※施工場所により上記方法が困難な場合は、別途協議する。

4 基礎

- (1) 基礎工事は、浄化槽の水平確保及び不同沈下を防止するうえで、極めて重要であるため十分配慮すること。
 - ① 普通地盤の場合は砕石基礎とし、軟弱地盤の場合は栗石基礎とする。敷厚は共に150mmとする。
 - ② 栗石基礎の場合は、目潰し材を充填し十分転圧すること。

- ③ 基礎コンクリートの設計基準強度は、鉄筋コンクリート $\sigma_{ck} = 21 \text{ N/mm}^2$ とし、スランプ18cmとする。
- ④ 基礎コンクリートを打設する時は、必ず適切な型枠を講じること。
- ⑤ 基礎コンクリート厚は100mmとする。但し、上部に車等の荷重がかかる場合は、コンクリート厚は150mmとする。
- ⑥ 掘削地盤が岩盤の場合、岩盤が基礎（直接基礎）となるため敷砂か敷モルタルで高さを調整する。

5 不同沈下防止のための配筋工

(1) 上部に荷重がかからない場合

- ① 鉄筋はSD295A-D10を使用する。
- ② 底板の配筋ピッチは200mm以内とする。

(2) 上部に車等の荷重がかかる場合

- ① 底板及びスラブ共にSD295A-D10を使用し配筋ピッチは200mm以内のシングル筋とする。
- ② 支柱に使用する柱筋はSD295A-D13を使用する。
- ③ フープ筋はSD295A-D10を使用し、ピッチは概ね150mmとする。
- ④ 鉄筋の継手長は25D以上とする。
- ⑤ 支柱の内径は200mm以上の円形型枠（ボイド等）を使用する。

(3) スラブにかかる荷重が一定以下の場合

- ⑥ スラブにかかる荷重が一定以下の場合、支柱工事が不要となる場合がある。但し、支柱工事が省略できる浄化槽については、（財）日本建築センター又は全国浄化槽普及促進協議会が認めた浄化槽に限る。

6 搬入・据付

(1) 浄化槽の搬入・据付

- ① 搬入車からは機械による荷下ろしとし、落下させないように十分注意すること。
- ② 水平レベルの確認を十分にすること。
- ③ 水張により浄化槽本体を安定させ、漏水等を確認すること。
- ④ ろ材・接触材の変形・破損の有無を確認すること。
- ⑤ 薬剤筒の有無・傾きを確認すること。
- ⑥ 水を満水し、越流堰から均等に水が流れるように調整する。
- ⑦ 浄化槽を仮置きする場合は、浄化槽に損傷を与えないように保護マットや枕木等を敷くこと。

7 マンホールについて

(1) マンホールの嵩上

- ① 嵩上材は、純正アジャスターを使用しビス止めのうえコーキング材を塗布すること
- ② 嵩上高は概ね30cmを上限とし、それ以上はピット構造とすること。

8 ブロワーエ

(1) ブロワーの据付位置は、次の点に留意し施主と協議し選定すること。

- ① 送気管の距離ができるだけ短い場所を選定し、配管長は10m以内で曲がり最低限度にとどめ、規定の送風量が確保できるものとする。
- ⑦ 直射日光及び風雨が当たりにくく、湿気の少ない風通しの良い場所とする。
- ⑧ 保守点検が容易な場所に設置すること。
- ⑨ 電源コンセントは防水型とすること。
- ⑩ ブロワーの基礎は、地盤より10cm以上高くしブロワー本体の外寸より大きくし、コンクリート造りとすること。
- ⑪ 接地工事が必要なものは必ず施工すること。
- ⑫ ブロワーの能力を確認し、メーカーの指定のとおりとすること。
- ⑬ ブロワー稼働制御のためタイマー等が付設されているものについては、制御確認等を行うこと。
- ⑭ ブロワー周辺には点検の妨げや熱がこもる構造物を設置しないこと。

9 排水工

(1) 排水工

- ① 下水道排水設備指針にのっとり施工すること。
- ② 汚水管の最小口径は100mmとし、下水道用硬質塩化ビニル管を使用すること。
- ③ 柵は、樹脂製の内径30cm以上のインバート柵又はトラップ柵を使用し、起点、屈曲点、合流点及び管径、勾配の変化点に設置すること。
- ④ 管及び柵の基礎は、十分締固めること。
- ⑤ 汚水柵の蓋においては、地表面からの侵入防止及び臭気防止のため密封蓋とし、車両が通る箇所には耐圧蓋等を使用すること。
- ⑥ 管勾配は1/100以上で、土被りは原則20cm以上とする。なお、露出管又は特別な荷重がかかる場合は、荷重に耐える素材を選定するか防護を施工すること。
- ⑦ 雨水管の接続は認めない。
- ⑧ 放流管は放水路との水位差が適切に保たれているか確認し、放流水路との水位差が適切に保たれているかを確認するとともに雨天時等の高水位である場合でも逆流しないよう施工すること。
- ⑨ 浄化槽本体の流入・放流部には柵を設置すること。
- ⑩ 柵における配管貫通部にはシール（パッキン）を施工すること。

10 提出写真について

(1) 原則として、工事工程が一連で確認できるよう撮影し、竣工写真には浄化槽設備士が入るようにすること。

11 竣工の確認

- ① 実績報告書提出後、市の確認を受けなければならない。
- ② 確認は目視検査とし、申請とおりの浄化槽が設置してあるか確認する。
- ③ 指摘があった場合、速やかに補修し、再検査を受けること。